

北海道文教大学特待生規程

(平成 26 年 10 月 16 日 則 第 8 号)

(目的)

第 1 条 この規程は北海道文教大学（以下「本学」という。）の入学者のうち、学業成績及びスポーツ等の分野において極めて優秀な成績を有する者で、尚且つ品行方正な学生を選考してこれを特待生とし、以て社会に貢献する人材の育成に寄与することを目的とする。

(特待生の種類)

第 2 条 特待生の種類は次のとおりとする。特待生における種類ごとの免除額は別に定める。

- (1) 入学試験特待生
- (2) スポーツ特待生

(特待生としての期間)

第 3 条 特待生としての期間は、最短修業年数を限度とする。ただし、1 年毎に特待生としての適否を審査し、継続の可否を決定する。

- 2 前項の審査の結果、継続することが承認された入学試験特待生は、以降これを学業特待生と称する。

(特待生に係る予算等)

第 4 条 特待生に係る予算は、本学経常費をもって充てる。

- 2 この経常費の予算は、第 15 条に規定する所管部署が毎年度計上するものとする。
- 3 前項の予算額の範囲内で特待生の選考を行うものとする。

(入学試験特待生の選考)

第 5 条 入学試験特待生は、各学部学科の特待生を対象とした入学試験を受験した者のうちから、第 6 条に定める選考基準に従い、当該入試委員会で選考し、教授会の意見を聴し、学長が決定する。

(入学試験特待生の選考基準)

第 6 条 入学試験特待生の選考基準は、原則として受験科目合計得点の 70%を超えた者のうち、得点上位者より選考する。

(入学試験特待生の継続)

第7条 入学試験特待生の継続は、次の各号の基準を満たす者について、教務委員会が審査を行い、教授会の意見を聴し、学長が決定する。

(1) 基準値となる学期GPAは、別に定める。

(2) 学業特待生が特待生対象外となった場合、当該年度の成績が回復すれば再度、翌年度の学業特待生として認めることができる。

(スポーツ特待生の選考)

第8条 スポーツ特待生は、本学の入学試験を合格した者のうちから、第9条に定める選考基準に従い、入試委員会で選考し、教授会の意見を聴し、学長が決定する。

(スポーツ特待生の選考基準)

第9条 スポーツ特待生の選考基準は、次のとおりとする。この場合において、第1号及び第2号は必須条件とし、第3号又は第4号はいずれかの条件を満たすものとする。

(1) 運動選手自己アピール型選抜制度による入学予定者であり、別に定める「強化指定クラブ」の競技者であること。

(2) 所属する「強化指定クラブ」の責任者、顧問教員等による推薦がある者

(3) 高等学校で、それぞれの競技種目において、全国大会等で優秀な成績を収めた選手又はこれに準ずる選手であるとともに、在学中に十分活躍が期待される選手であること。

(4) 全国トップレベルの実績を持ち、リーダーシップ、統率力を兼ね備え入学後、本学において競技等を継続することにより、本学の名声を高めることが期待される者

(申請)

第10条 スポーツ特待生の申請は、「強化指定クラブ」の顧問教員から学長に申請する。

2 申請には、スポーツ特待生候補者の運動選手としての実績を提出するものとする。

(スポーツ特待生の継続)

第11条 スポーツ特待生の継続は、每期推薦書により、優秀と認められた者について、学生委員会が審査を行い、教授会の意見を聴し、学長が決定する。

(スポーツ特待生の在学採用)

第12条 大学入学後の競技成績が特待生としてふさわしいと判断された場合は、スポーツ特待生として採用されることがある。

(特待生資格の取り消し)

第13条 特待生が次の各号のいずれかに該当したと認められた場合は、免除を停止し、

その資格の喪失を決定することができる。

- (1) 休学・転学部・退学、又は除籍となったとき
 - (2) 学則及び学生規程による懲戒処分を受けたとき
 - (3) 学業成績が不良のとき
 - (4) スポーツ特待生については、本人の責任により、競技継続が不可能又は著しく競技成績が不良となったとき
 - (5) 提出した書類の内容に虚偽があったとき
 - (6) その他、特待生として適当でない認められたとき
- 2 特待生の資格を失った者は、該当する学納金を納入しなければならない。
- 3 スポーツ特待生が資格を失った場合は、面接等により総合的な評価を行い、資格を喪失した者の学業継続を認めることができるものとする。

(重複支給及び重複支給の制限)

- 第14条 本規程の奨学金は、高等教育の修学支援制度による給付奨学金と重複できるものとし、適用に当たっては、本規程を優先して適用するものとする。
- 2 本規程を適用し、かつ高等教育の修学支援制度の対象となった者は、正規授業料を基礎として、本規程適用後の額を上限とした「大学等における修学の支援に関する法律に基づく大学等における修学の支援制度」の適用を受けることができる。
- 3 本規程の奨学金は、原則として本学の他の減免等及び奨学金との重複支給は行わないものとする。

(所管)

- 第15条 この規程の運用に必要な事務は次のとおりとする。
- (1) 入学試験特待生及び入学年時のスポーツ特待生は入試広報部とする。
 - (2) 2年次以降の学業特待生は教務部とする。
 - (3) 2年次以降のスポーツ特待生は学生部とする。

(規程の改廃)

- 第16条 この規程の改廃は、学長が提案し、理事会が行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日より施行する。
- 2 北海道文教大学特待生規程（平成20年11月13日則第2号）は廃止する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和2年5月27日から施行し、同年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年5月31日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 令和4年3月31日までの入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。